

○大阪工業大学利益相反マネジメント委員会規定

2010年3月29日

学園251

改正 2021年3月23日

2023年3月16日

(目的)

第1条 この規定は、学校法人常翔学園利益相反ポリシーに基づき、大阪工業大学(以下「本大学」という)における産官学連携に関する活動を含む社会貢献活動に伴って生じる利益相反状況に適切に対処するため、本大学に利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という)を設置し、その構成、審議事項、運営等必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において社会貢献活動における利益相反とは、つぎに掲げる利益相反および責務相反をいう。

イ 利益相反とは、教職員としての本大学における地位に基づく責任ないし義務と、社会貢献活動から教職員が得る利益とが相反する状態をいう。

ロ 責務相反とは、教職員としての本大学における地位に基づく責任ないし義務と、社会貢献活動における責務とが相反している状態をいう。

2 利益相反マネジメントとは、教職員が安心して社会貢献活動を行うための規則、運用方法をいう。

(任務)

第3条 委員会は、第6条に規定する本大学の利益相反マネジメントに係る事項について審議、決定するとともに、利益相反に関する社会への説明責任を果たし、もって本大学の産官学連携活動を含む社会貢献活動が適正かつ円滑に遂行できるように図る。

(構成)

第4条 委員会は、つぎの各号に掲げる委員をもって構成する。

イ 各学部長および専門職大学院研究科長

ロ 教務部長

ハ 八幡工学実験場長

ニ 事務局長

ホ 学長室庶務課長

ヘ 研究支援社会連携推進課長

ト その他学長が指名した者

(委員の任期)

第5条 前条第1項イ号からヘ号までの委員の任期は、その在任期間中とする。

2 前条第1項ト号の委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第6条 委員会は、つぎに掲げる事項を審議する。

イ 利益相反マネジメントの施策

ロ 利益相反行為により生じた問題等の許容可否の判定

ハ 利益相反に関する規定等の制定および改廃

ニ 利益相反に関する相談、助言および指導

ホ 利益相反に関する調査、改善指導、勧告等

ヘ 利益相反に関する社会への情報公開

ト 利益相反に関する啓発活動

チ 学長が諮問する事項

リ その他利益相反に関する事項

2 委員会は、審議内容を学長に報告するものとする。

(委員長・副委員長およびその職務)

第7条 委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の中から学長が任命する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときもしくは欠けたとき、または委員長から命じられたとき、委員長の職務を行う。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、定期または委員長の召集により開催する。

(定足数および表決)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

2 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(審査部会)

第10条 委員会は、大阪工業大学人を対象とする研究に関する倫理規定第6条に定める大

阪工業大学ライフサイエンス実験倫理委員会の要請に基づき、その審議事項のうち人を対象とする研究に係る利益相反マネジメントを行うため、人を対象とする研究利益相反審査部会(以下「審査部会」という)を置くことができる。

2 審査部会については、別に定める。

(議決権の委任)

第11条 委員会は、審査部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(小委員会)

第12条 委員長は、必要に応じて、小委員会を設けることができる。

2 小委員会では、委員会から付託された事項について審議する。

(利益相反アドバイザー)

第13条 利益相反マネジメントの手続を円滑に行うために、利益相反アドバイザー(以下「アドバイザー」という)を置く。

2 アドバイザーは、委員会および小委員会に対し、利益相反に関する事項等について必要に応じて専門的見地から適切な助言を行う。

3 アドバイザーは、学外の学識経験者、弁護士、弁理士等の専門家に委員会が委嘱する。

4 アドバイザーの委嘱期間は、1年を超えないものとする。ただし、引き続き委嘱することを妨げない。

(情報管理)

第14条 委員会における申告・報告書類等に記載される利益相反に関する情報については、委員会の責任において厳重な管理を行うこととする。

2 前項の情報については、委員を除いて、学内外を問わず原則として非公開とする。

3 前項にかかわらず、本大学の社会的信用を維持する観点から情報を公開した方がよいと判断する場合、委員会が必要な範囲で情報を公開することができる。なお、学内外への情報公開にあたって、教職員等の個人情報の保護に留意するものとする。

4 委員および小委員会の構成員、アドバイザーならびに第15条に定める庶務部署については、その知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委員会の庶務)

第15条 委員会の庶務は、研究支援社会連携推進課で取り扱う。

(規定の改廃)

第16条 この規定の改廃は、委員会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2010年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2023年4月1日から施行する。